

議案第49号

備前市美術館設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

備前市美術館設置に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月22日

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市美術館設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年備前市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表中「備前焼ミュージアム運営協議会委員」を「備前市美術館運営協議会委員」に、「備前焼ミュージアム美術品等評価委員」を「備前市美術館美術品等評価委員」に改める。

(備前市の基金の処分の特例に関する条例の一部改正)

第2条 備前市の基金の処分の特例に関する条例(平成17年備前市条例第82号)の一部を次のように改正する。

第1条第19号を次のように改める。

(19) 備前市美術館美術品購入基金条例(令和6年備前市条例第 号)

(備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年備前市条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「備前焼ミュージアム館長」を「備前市美術館館長」に改める。

(備前市立備前焼ミュージアム設置条例等の廃止)

第4条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 備前市立備前焼ミュージアム設置条例(平成27年備前市条例第38号)
- (2) 備前市立備前焼ミュージアム美術品購入基金条例(平成28年備前市条例第30号)

附 則

この条例は、備前市美術館条例(令和6年備前市条例第 号)の施行の日から施行する。

議案第49号参考資料

備前市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案				現行			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
職名	報酬 単位	金額(円)	費用弁償	職名	報酬 単位	金額(円)	費用弁償
振興計画審議会委員～農業委員選定委員会委員 (略)			備前市職員の旅費に関する条例	振興計画審議会委員～農業委員選定委員会委員 (略)			備前市職員の旅費に関する条例
備前市美術館運営協議会委員	日額	6,500	(平成17年備前)	備前焼ミュージアム運営協議会委員	日額	6,500	費に関する条例
備前市美術館美術品等評価委員	日額	6,500		備前焼ミュージアム美術品等評価委員	日額	6,500	(平成17年備前)
鳥獣被害対策実施隊～医師、薬剤師等である嘱託員 (略)			市条例第59号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額	鳥獣被害対策実施隊～医師、薬剤師等である嘱託員 (略)			市条例第59号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額

備前市の基金の特例に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案		現行	
(処分の特例)	(処分の特例)		
第1条 次に掲げる条例に基づき設置した基金については、当該条例の規定にかかわらず、預入金融機関が、預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条の規定による保険事故を起こした場合にも処分することができる。	第1条 次に掲げる条例に基づき設置した基金については、当該条例の規定にかかわらず、預入金融機関が、預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条の規定による保険事故を起こした場合にも処分することができる。		

(1)～(18) (略)	(1)～(18) (略)
(19) 備前市美術館美術品購入基金条例(令和6年備前市条例第 号)	(19) 備前市立備前焼ミュージアム美術品購入基金条例(平成28年備前市条例第30号)
(20)～(22) (略)	(20)～(22) (略)

備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表(第3条関係)

改正案		現行	
別表(第4条関係)	別表(第4条関係)	職種別給料表(上限)	職種別給料表(上限)
給料表の種類	職務の級	適用範囲	適用範囲
1 行政一般1級	(略)		
職給職給表			
料表料表			
(給与(1))	2級	安全安心担当官、備前市美術館館長	安全安心担当官、備前焼ミュージアム館長
40号給			
条例一般	(略)		
別表職給表			
第1) 料表			
(2)			
2 医療職給料表(給与条例別表第2)・3 教育職給料表(給与条例別表第3) (略)	2 医療職給料表(給与条例別表第2)・3 教育職給料表(給与条例別表第3) (略)		